

週刊市議会報告

2006年6月12日 No957

<発行>

日本共産党浦安市議団

市役所内控え室

(議会棟1階) (350)1243

日本共産党



力を合わせて
住みよい浦安市へ



市議会議員
元木美奈子

(355)8526

入船4 37 14

minamotonton

@jcom.home.ne.jp



市議会議員
森野 卓郎

(350)4513

堀江4 8 1 230

jcpuryssgd@spn1.

speednet.ne.jp



市議会議員
井原めぐみ

(353)4730

東野2-8-13

i_megumi

@d8.dion.ne.jp

議会の多数で

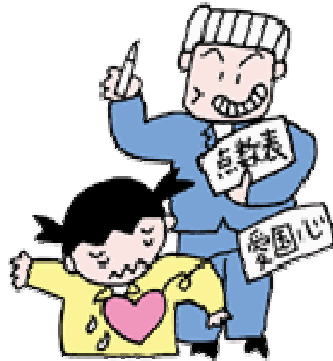
意見書 発議

教育基本法「改正」に反対しよう

「改正」案は、憲法の理念に反する極めて重大な問題があることは、すでにこれまでの国会論戦で明らかです。新に第2条をつくり、「教育の目標」に「国を愛する態度」など20の「徳目」を規定。目標の達成を義務付けようとしています。問題は、法律に書き込み、政府が強制することが、許されるのでしょうか。

教育基本法は、教育勅語が国民を戦争動員の道具になつたことへの反省から、平和・人権尊重・民主主義の理念をかかげる日本国憲法と一体

法律で「徳目」を強制することは憲法違反



「教育の憲法」とされている教育基本法、その「改正」案が国会で審議中です。日本共産党は、「改正」案に反対する意見書の発議を行うため、他会派・議員に共同提出を働きかけています。

一体に制定されたもの。「教育の目的」を「人格の完成」とし、道徳や愛国心も「人格の完成」をめざす教育の自主的な営みをつうじて培われるものとしています。法律による「徳目」の強制は、憲法第19条が保証する思想・良心・内心の自由を蹂躪するものです。

教育への国家介入 歯止めなし

「改正」案は、教育目標を達成するために、教育に対する「政府の権力統制・支配を無制限に拡大しようとしています。現行の基本法が「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に責任を負つて」おこなうこととし、国家権力による教育内容への「不当な支配」を禁止し(第10条)「学校の教員は、全体の奉仕者」(第6条)として、国民全体に責任を負つて教育に携わることとを原則としています。ところが「改正」案はこれらを削除しています。

政府の不当な介入を禁止する条項はどこにも盛り込まれていません。発議審議は最終日の23日です。

みなさん！議会傍聴をお願いします。

請願審議 15日(木)10時～

「本会議議場に国旗とともに市旗の掲揚を求める請願」が6月議会に出されました。

請願は「浦安から日本を考える会」代表の竹尾正利さん他41名から出され、紹介議員は山崎次雄議員。

全く同じ主旨の陳情が04年6月議会に右翼団体(政治結社大行社千葉県連合本部)から出され、否決された

紹介議員

山崎次雄議員

経緯があります。浦安市議会には前回、主眼的良識的判断をしています。

議場に国旗を掲揚する真のねらいはどこにあるのでしょうか。憲法を変えて「海外で戦争する国」教育基本法を変えて「国策に従う人間をつくらう」とする動きと一体のものではないでしょうか。

議場に国旗の掲揚？ 憲法改悪と一体の動き

愛国心通知表

日本共産党 市教委に調査を要請

すでに各地で教育基本法改悪を先取りする事態がおこっています。「国を愛する心情」などを評価項目にもりこんだ通知表(「愛国心通知表」)もその事例です。

ところが、5月24日の衆院教育基本法特別委員会では日本共産党の志位和夫委員長がおこなった質疑に対する小泉首相の答弁がきつかけになって、全国で見直しの動きが広がっています。

志位委員長が福岡市の例を挙げて「愛国心を評価するのは間違ったことだ」と追及したのに対し、小泉首相が「通知表で」評価するのは難しい」と

と評価対象にすべきでない」と認めためです。見直した自治体は内面評価の難しさを挙げています。その質問を知った各地の教育委員会が調査を開始しています。ところが、浦安市の場合、実態をまだ把握していないことが日本共産党市議団の調査で分かりました。

通知表は各校が独自に作るようになっていきます。早速、日本共産党は市内の小中学校の実態を調査するよう浦安市教育委員会に要請しました。